

社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会

平成24年度

つつき ふれあい助成金

申請のてびき



社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会

〒224-0006

横浜市都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内

電話：045-943-4058 FAX：045-943-1863

E-mail: info@tuzuki-shakyo.jp URL: <http://www.tuzuki-shakyo.jp>

～ 目 次 ～

1. 助成区分一覧	P.1
2. 申請手続きの流れ	P.2
3. 解説	P.3
4. 助成金Q & A	P.8
5. 記入例	P.10

申し込みにあたって

～窓口へ提出する前に、今一度ご確認ください～

- ◆ 平成24年度申込書（様式1-1） 必ずA3両面で提出してください。
- ◆ 申込団体共通シート（様式1-2） 必ずA4両面で提出してください。
- ◆ 平成23年度完了報告書（平成23年度助成団体のうち未提出団体）
- ◆ 団体代表者もしくは申込書持参者の印
（申込書持参者印で訂正する場合は、団体での役職等について申し出てください。）
修正液での訂正は、不可となります。訂正する場合は訂正箇所二本線を引き、そのうえに押印し、訂正してください。
提出する際は、その印鑑をご持参ください。
- ◆ 必ず、申込書の控え（写し）を取っておいてください。

1. 助成区分一覧

助成区分		主な対象事業	助成条件	助成限度額 (単位:円)	助成 件数	備考
A	市民参加による 地域福祉推進事業	何らかの支援が必要な人々に対する地域福祉推進事業 ◇会食、配食、ミニデイサービス・サロン、ホームヘルプ、送迎、フリースペース相談事業、介護者サロン、何らかの支援が必要な人に対する日常生活の支援、子育て支援など	① 実施回数が年36回以上 かつサービス利用者数の月平均が10人以上	230,000	制限なし（ただし、申込状況により、減額となる場合があります。）	※施設ボランティア活動（社会福祉施設、地域活動ホーム、作業所、グループホーム等の利用者のみを対象とする活動）は除く ※ <u>食材費、飲食代は助成対象経費外</u>
			② 実施回数が年20回以上 かつサービス利用者数の月平均が5人以上。	100,000		
			③ 実施回数が年10回以上 かつサービス利用者数の月平均が5人以上	70,000		
		視覚障がい者や聴覚障がい者への技術を要する直接支援事業 ◇音声訳、点訳、拡大写本、誘導など	④ 利用者数・回数等の助成条件なし	50,000		※学習・啓発・交流を目的としたサークル活動は除く ※ <u>食材費、飲食代は助成対象経費外</u>
B	障がい 当事者活動	障がい児者及びその家族が行なう障がい児者の自立支援並びに社会参加のための事業 ◇訓練会、青年学級、趣味・スポーツ、研修、作業実習、中途障がい者リハビリ教室など	① 実施回数が年36回以上 かつ1回あたりの当事者の参加が10人以上	230,000	制限なし（ただし、申込状況により、減額となる場合があります。）	※親や家族のみの活動は「障がい当事者活動」には含まない ※ <u>食材費、飲食代は助成対象経費外</u>
			② 実施が年20回以上 かつ1回あたりの当事者の参加が5人以上	100,000		
			③ 実施が年10回以上 かつ1回あたりの当事者の参加が5人以上	70,000		
		障がい当事者やその家族などによる宿泊、日帰りハイク事業	④ 当事者の参加が5人以上	50,000		※宿泊事業：市外での活動も可 ※日帰り事業：市外での活動のみ可 ※福祉バスの利用は不可 ※ <u>食材費、飲食代は助成対象経費外</u>
C	福祉の まちづくり活動	「誰もが安心して暮らしていけるまちづくり」を市民参画型で行う事業 ◇上記A・Bの助成条件に満たない事業 ◇手話サークル、施設ボランティア、布（木）のおもちゃ・えほんの製作、日本語ボランティア、パソコンボランティア、セルフヘルプグループ（疾病、依存症、【DV・虐待等】の被害者等）、災害ボランティア、車イスダンス、プレイパーク（公園遊び）、読み聞かせ、など ◇講演会、研修会、福祉まつりなどの単発イベント	1回あたりの参加者数が5人以上	40,000	制限なし（ただし、申込状況により、減額となる場合があります。）	※福祉、保健、医療、国際交流、人権擁護、まちづくり、災害救援、青少年の健全育成などを市民参画型で行う事業 ※チャリティーイベントなどの収益事業は除外 ※福祉バスの利用は不可 ※家族・関係者の自主事業は不可（広く市民を対象とした活動は可） ※ <u>食材費、飲食代は助成対象経費外</u>

2. 申請手続きの流れ



受付

都筑区社会福祉協議会窓口にて受付

平成24年**4月2日（月）～13日（金）**

- ◆ 受付日時 / 区社協：月～金 9:00～11:30 / 13:00～16:30
- ※ 月～金以外の受付を希望される方は事前にご相談ください。
- ◆ **必ず窓口**に持参してください。窓口以外での受付はできません。

審査

つづき ふれあい助成金配分委員会（5月中旬）を開催し、各申込団体について審査します。

決定通知

助成の可否・決定額について、事務局（都筑区社会福祉協議会）から各団体あてに通知します。（5月下旬）

請求

通知と同封の「請求書」に必要事項を記入の上、預金通帳のコピー（口座番号・口座名義を確認できる部分）を同封し、事務局に、提出してください。（6月上旬）

振込

請求書に基づき、指定の金融機関口座に振込みます。
（6月下旬）

- ※ 事務局から、振込完了の通知は行いません。請求書返送後、約1ヶ月を目処に各団体で入金確認を行ってください。

実施

助成を受けた事業は予定どおり実施してください。
やむを得ぬ事情により、内容に変更が生じた場合は、都筑区社会福祉協議会までご連絡ください。

報告

事業終了後、**1ヶ月以内**（通年事業の場合は平成25年4月30日【火】まで）に完了報告書を提出してください。
※ 完了報告書は決定通知と一緒に送付します。

3. つづき ふれあい助成金 解説

「つづき ふれあい助成金」は、誰もが住み慣れたところで安心して生活していくために都筑区内で活動している「ボランティアグループ」「障がい当事者団体」「NPO法人」等が行う地域福祉推進事業や障がい福祉推進事業の支援を目的として実施する助成制度です。

1. 助成事業

A区分 市民参加による地域福祉推進事業

- ・ 何らかの支援が必要な人々に対する地域福祉推進事業
※ミニデイサービス・サロン、ホームヘルプ、会食・配食(※食材費は助成対象経費外)、送迎、フリースペース、相談事業、介護者サロン、何らかの支援が必要な人に対する日常生活の支援、子育て支援など
- ・ 視覚障がい者や聴覚障がい者への技術を要する直接支援事業
※音声訳、点訳、拡大写本、誘導など

B区分 障がい当事者活動事業

- ・ 障がい児者及びその家族が行なう障がい児者の自立支援並びに社会参加のための活動
※訓練会、青年学級、趣味・スポーツ、研修、作業実習、中途障がい者リハビリ教室など
- ・ 障がい当事者やその家族などによる宿泊、日帰りハイク事業
※宿泊事業については、市外での活動も対象
※日帰り事業については、市外での活動のみを対象



C区分 福祉のまちづくり活動

- ・ 誰もが安心して暮らしていけるまちづくりを市民参画型で行なう事業
○ AおよびBの助成条件に満たない事業
○ 福祉、保健、医療、国際交流、人権擁護、まちづくり、災害救援、青少年の健全育成などの市民参画型で行なう事業
※手話サークル、施設ボランティア、布(木)のおもちゃ・えほんの製作、日本語ボランティア、パソコンボランティア、セルフヘルプグループ(疾病、依存症、【DV・虐待等】の被害者等)、災害ボランティア、車イスダンス、プレイパーク(公園遊び)、読み聞かせなど
※各種の講演会、研修会、交流会、福祉まつりなどの単発イベントなど

⇒今年度より、すべての区分において「食材費、飲食代」が助成対象経費外となりました。

2. 助成対象団体

原則として都筑区に活動拠点をおき、

①都筑区もしくは横浜市の地域福祉推進のために事業を行う市民活動団体

②都筑区もしくは横浜市の障がい福祉推進のために事業を行う障がい当事者及び家族団体

◆申し込みは、原則、事業の活動をしている区の社協とする。ただし、以下の場合には例外とします。

・B-④区分の受付区については、通常の活動を行っている区の社協とします。通常の活動といえる活動を行っていない場合、代表者の居住区の社協とします。

・正会員となっている区社協でも可とします。

◆事業の範囲や対象者が複数区にまたがっている場合は、原則として事業の中心（一番活動の多い区）もしくは、事務所の所在する区の社協とします。

◆代表者宅、団体事務所が区外であっても、事業の対象地域が区内であれば対象。

◆単一家族で構成される団体は対象外とします。

◆法人は、特定非営利活動法人（NPO法人）のみを対象とします。

◆代表者・連絡担当者は必ず団体のメンバーでなければなりません。

3. 助成対象事業

○複数の都筑区民を対象とする、区内もしくは市内で行う事業

※障がい当事者が行う宿泊事業については、市外も対象。また日帰りハイク事業については市外のみを対象。

※特定個人のみを対象とした事業は対象外。

○非営利な事業

○他区のよこはま ふれあい助成金を財源とした助成金を受けていない事業

○神奈川県共同募金会から直接配分を受けていない事業

○送迎活動を行う団体は、道路運送法第79条に基づく登録を受けていること、または無償でサービスを提供していること

○安定した団体運営と事業の継続性の観点から、総事業費の20%を超える自主財源を確保していること

※自主財源…団体構成員の会費、サービス利用者の利用料、バザーなどの収益金、他の民間助成金など、つづき ふれあい助成金以外からの財源

○サロン事業においては、開催する場所が占有できる場所であること

4. 助成対象とならない事業

○宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを目的とする事業

○政治上の主義の推進を目的とする事業

○会議、役員会、打合わせ会、特定の目的のために資金を集める事業（バザーやチャリティーコンサート、募金など）

○公的サービス事業（注1）と重複する事業

※公的サービス事業を実施している団体（施設）で、公的サービス事業対象者以外の方へ同様のサービスを提供している場合や公的サービス事業を実施している団体（施設）から助成を受けている事業も対象外。

○横浜市社会福祉協議会（以下「市社協」）からの補助・委託事業（注2）

※過去に団体自立支援助成枠の助成を受けたことのある団体、善意銀行配分、在宅障害児者家庭援護事業、障害者福祉団体活動支援事業等を受けていない事業。

○親子サークルや老人クラブ、趣味のサークル等が行う「主に自助を目的とする事業（自主事業）」は対象外。（ただし、障がい当事者の自主事業は対象。）（注3）

（注1） 公的サービス事業…

- ・介護保険指定事業、介護保険基準該当サービス事業、障害者自立支援法に基づくサービス
- ・一般行政サービス（在宅生活支援ホームヘルプ事業、自立支援ホームヘルプ事業、介護予防型デイサービス事業、高齢者・障害者食事サービス事業等）
- ・横浜市からの補助・委託（横浜市市民活動推進基金、ヨコハマ市民まち普請事業、親と子のつどいの広場事業等）
- ・区づくり推進事業等

（注2） 市社協からの補助・委託事業

- ・市社協福祉バスを利用する事業
- ・市社協善意銀行配分
- ・各区社会福祉協議会が実施するふれあい助成金A B C区分に該当する助成（別事業であれば可）

（注3） 主に自助を目的とする事業（自主事業）とは

- ・当事者のみで行われている団体活動（支援する第三者が主体となっていない事業）のこと

5. 助成の制限

○申込は原則として**1団体1事業**とします。ただし、1つの団体で別々の事業の場合は、市社協地域福祉活動計画区分との重複を可とします。

※同じ事業に他の区分から申請することはできません。

○申込書の繰越金が収支予算の収入合計の25%を超えるものは申込できません。

○以下の項目に該当する場合は、同一団体とみなし、申込は不可とします。

- ・利用対象者及び、活動者が概ね半数以上重複している場合
- ・振込先が同一である場合
- ・同一の区分において、主たる役職者（代表者等）が複数の団体に属している場合（地区社協・障がい児者団体連合会等の地域あるいは分野の連合組織は除く）

○平成23年度のよこはまふれあい助成金を申請している申込団体は、前年度活動実績が助成条件を満たさない場合は、同一区分での申込ができません。※ただし、C区分を除く

○平成24年度新規申込団体のうち、次の助成区分に申し込む団体は、平成24年1月、2月、3月の活動実績が必要となります。ただし、サービス利用者数、障がい当事者数に関する条件は、助成区分一覧と同一です。それ以外の助成区分については、活動実績は必要ありません。

助成区分	助成条件
A-①・B-①	毎月実施し、合計9回以上
A-②・B-②	毎月実施し、合計6回以上
A-③・B-③	毎月実施し、合計3回以上
A-④・B-④	事業を実施していること

○助成額については、申込多数の場合、減額調整することがあります。

○必要に応じて、会員名簿や会計報告、領収書などの提出を求めることがあります。

○会費制の団体で、利用料が会員と非会員との差が1.5倍を超える場合は、申し込みはできません。

6. 対象経費

助成の対象となる経費は下記のものとなります。

【助成対象経費】

- コーディネーター人件費
- 専有の拠点整備と改修費
- 活動費
- 活動場所の維持費
- 物品購入費
- 謝金
- 通信運搬費
- 車両経費（事業に関わる車両に限る）
- 保険料
- 印刷費



【助成対象経費外】

- 食材費、飲食代
- 事前準備に係る経費（食材買い出しのための交通費、下見代、担い手側の研修費等）
- 次年度繰越金
- 上記以外の支出（会議費、会議に伴う茶菓代、パーティ代、会費、積立金など）
※詳細は「科目の説明」のとおりです。

7. 助成条件・助成限度額

- 助成区分一覧のとおりです。

8. 申込

- 申込方法 都筑区社協に直接持参 ※郵送不可
- 申込期間

平成24年4月2日(月)～13日(金)

○申請書類

- ・申込書 様式1-1
- ・団体共通シート 様式1-2

※申込書を書き損じた場合は、用紙を複写したものでご提出いただいても構いません。

※申込書は、都筑区社協ホームページよりダウンロードできます。申込書はA3両面印刷、共通シートはA4両面印刷と書式を整えてご提出ください。 (<http://www.tuzuki-shakyo.jp/>)

○その他

- ・事業の範囲や対象者が複数区にまたがっている場合は、原則として事業の中心もしくは事務所が所在する区社協の助成制度へ申し込みとなります。
 - ・助成額の少ない区分から多い区分へ変更する場合は、前年度活動実績が、助成額の多い区分の助成条件を満たしていなくても申込できます。
 - ・前年度活動実績が、助成条件を満たしていない場合、前年度助成区分より助成額の少ない区分の助成条件を満たせば申込できます。
 - ・助成額は「つづき ふれあい助成金配分委員会」で審査・決定します。結果については文書にて通知します。
- 前年度、他区で申し込みをした団体は、申込書と一緒に報告書の写しを提出してください。

9. 報告

- 事業終了後1ヶ月以内(通年事業は平成25年4月末)に報告書を都筑区社協に直接持参。
- 報告様式(決定通知と一緒に配布します。)
 - ・通年事業(A①~④・B①②③・C区分)様式4-2
 - ・単発事業(B④・C区分)様式4-1
- ※両面印刷と書式を整えて提出ください。
- ※事業を実施したことがわかるチラシ・写真等を添付
- ※ご提出いただいた書類は返却できません。
- ※領収書(写)等の提出は原則不要ですが、必要に応じて提出を求める場合があります。また、領収書は情報公開の対象になりますので、各団体で年度終了後5年間は保管してください。

10. 助成の取消・返還

次の場合、事業開始後であっても助成決定の取り消し、また助成金が既に交付されている場合は返還していただきます。

- 実施回数やサービス利用者数等の助成条件を満たしていない場合
- 事業が助成金の趣旨と異なる場合(営利目的等)
- 公的サービス事業や横浜市または市社協、区社協の補助・委託事業等との重複があった場合
- 虚偽の申込により助成を受けた場合
- 団体の都合により事業継続が不可能となった場合
- A~C区分において、同一事業で、市社協の行う福祉バスの利用と重複した場合
- 実施事業が申込内容と著しく異なっている場合
- 事業報告の結果、自主財源率が20%を下回っていた場合

11. 個人情報の取り扱い

- 助成申請に関する内容については、当事業の審査のために使用し、許可なく目的外に使用することはありません。
- 提出書類の団体の概要は、市民活動推進条例に準じて情報公開します。情報公開を求められた際には、共通シートの★印の箇所について開示いたします。
- 助成申込団体へは、本会主催講座やイベント等の案内をさせていただくことがあります。
- 事務局から各団体への連絡(助成決定の可否・その他連絡)は、団体共通シートに記載の連絡担当者(代表者と同一の場合も含む)へ行います。助成決定以降、担当者を変更した場合は、必ず事務局まで文書にてご連絡ください。

12. 財源

- この助成金は次の財源により、運営しています。
 - ・都筑区社協「共同募金配分金」
 - ・横浜市社協「よこはまあいあい基金」「障害者年記念基金」「善意銀行」
 - ・横浜市補助金
- 各団体への助成金は、区・市民からの募金や寄付、補助金で運営されています。申請事業の交付が決定した場合には「つづきふれあい助成金」の配分を受けていることを事業の周知物(パンフレット・チラシ・看板など)に明示してください。

<文例>

この事業は、都筑区社会福祉協議会が実施している「つづきふれあい助成金」の助成を受けています。

つづき ふれあい助成金Q & A

☆助成対象事業と申込区分について☆

Q 1 : 私たちの団体は、ホームヘルプサービスの中でも介護保険指定事業（訪問介護）と助け合いの事業として、介護保険に適用していない高齢者や、産前産後の母親へもサービスを提供しています。また、地域の高齢者をお迎えして、月に1回のサロン事業もしています。私たちの団体は、どの事業で申込みをしたらよいのでしょうか？

A 1 : この場合、助け合いの事業としてホームヘルプ事業を実施されていますが、収益性のある介護保険指定事業のホームヘルプサービスと同一事業であるため、対象外となります。ただし、月1回のサロン事業については、サービス利用者数の見込みが月平均5人以上であれば、A③区分に該当します。（※ただし、食材費、飲食代は助成対象経費外）

団体名	事業名	助成対象
〇〇団体	介護保険指定事業「訪問介護」	×
	市民事業（助け合い）ホームヘルプ	×
	サロン事業	○

Q 2 : 依頼があったらなんでも対応して活動する男性ボランティアグループで、主に施設でのイベントボランティアや、高齢者世帯への訪問などを行っています。どの区分に申し込んだらいいですか？

A 2 : 「施設でのイベントボランティア」はC区分、「高齢者世帯への訪問」はA区分に該当します。活動回数や利用者人数を合算することはできませんので、どちらかひとつの区分に絞ってお申込みください。

Q 3 : 3月から週1回の訓練会を開始しました。助成の対象となりますか？

A 3 : A、B区分に新規の団体が申し込むには、申込前3ヶ月間の実績が必要となります。実績が1ヶ月しかないこの場合は対象外となります。ただし、C区分は実績を問いませんので、申込は可能です。今年度はC区分で申込み、実績を整えて、次年度にはB区分でお申込みください。

Q 4 : 私ひとりで自宅を開放し、地域の高齢者と「お茶のみ会」を開くつもりですが、助成の対象となりますか？

A 4 : この助成金は「市民活動団体」を支援するためのものなので、個人の活動は助成対象になりません。また、一家族だけで構成している団体も対象外です。

Q 5 : 月に1度、20人ほどで会食会をしています。会場までいच्छゃれない方が毎回4、5人いるので、作ったお弁当の配食もしています。利用者人数はどのように記入したら良いのでしょうか？

A 5 : この場合、会場に来てくださる方には「会食会事業」、来られなかった方には「配食事業」のふたつの事業を実施していると考えます。利用者数が多い「会食会」でA③で申込みをし、会食会に参加される利用者の方の人数のみを記入してください。（※ただし、食材費、飲食代は助成対象経費外）

Q 6 : 月に2回の配食活動を行っていましたが、ご要望が多いため、今年は月に3回実施します。昨年度まではA②区分で助成金をもらっていましたが、今年は、A①区分の助成条件を満たすので、申込みたいのですが？

A 6 : 昨年度の実績がA②区分の実績を満たし、かつ今年度の計画でA①の条件を満たしていれば申込みすることができます。ただし、最終的に何らかの事情でA①の条件を満たすことが出来なかった場合は、返還の対象となります。

Q 7 : 現在の予定としてはB①区分の条件を満たしているのですが、メンバーが体調を崩して欠席する可能性があり、報告では条件を満たすことが出来ないかもしれないのです。そういった事情は考慮してもらえるのですか？

A 7 : 活動内容や対象者によっては、欠席や中止などやむを得ない事情が生じることがあると思いますが、原則的には実績の数で判断をし、条件に満たない場合は返還の対象となります。それぞれの団体の活動の中で、起こりうる事情を考慮したうえで見込みをたて、申込をしてください。

Q 8 : 繰越金は助成額の 25%以内とありますが、私たちの団体は今年度の決算額では 25%を超える余剰金が出てしまいます。これは返還となるのでしょうか？

A 8 : 報告書での繰越金は、「その他」の欄に記入していただきますが、報告書の中では 25%を超えていても構いません。しかし、H24年度の予算額の中で超えている場合は、助成の対象となりません。繰越金を収入総額の 25%までとしているのは、H24年度の助成金の振込みが 6月下旬を予定しているため、H24年度 4月から 6月までの 3ヶ月分を補う意味があるためです。

Q 9 : デイサロンで使うキーボードを購入するため、経費を少しずつ積立てておきたいのですが？

A 9 : 積立金は 3年以内とし、積立年数と目的を助成対象経費外の「その他」の欄に明記してください。

Q 10 : 福祉バスを利用して行く宿泊事業を予定しています。申し込みはできますか？

A 10 : 福祉バスを利用した事業は対象外です。申請はできません。

Q 11 : 区役所が主催した講座終了後、受講修了者で介護予防のサークルを作りました。週 1回メンバーで集まって活動をしています。助成対象になりますか？

A 11 : 友達同士や仲間うちのサークル活動(自主活動)は助成対象にはなりません。ただし、メンバーの方が支援者となり、地域の方を対象に健康体操講座などを開催するのであれば、C区分でのお申込みが可能です。

☆ 申込書・共通シートの書き方 ☆

Q 12 : 私たちの団体は、ケアプラザを会場にしているため、連絡先はケアプラザにしています。個人宅を連絡先にはしたくないので、連絡担当者は、ケアプラザの職員の方でもいいですか？

A 12 : 代表者、連絡担当者、さらに振込先名義人については、団体のメンバーであることが必須です。事務局より問い合わせをする可能性もありますので、必ず連絡先を記入してください。

Q 13 : 日帰りハイクで行く美術館の入場料や駐車場代はどこの予算にいれたらいいのでしょうか？

A 13 : 美術館は、入場券を購入するので、「物品購入費」に入れてください。駐車場代は「車両経費」となります。

Q 14 : 私たちの活動は、依頼による訪問活動なのですが、実施計画はどのように記入すればいいですか？

A 14 : 前年度の実績などをふまえて、今年度のおおよその予定数を記入してください。助成条件にも大きく関わるため、指定の書式に必ず記入をお願いします。

Q 15 : 申込書の年間事業計画書の「参加人数」の書き方がよくわかりません。

A 15 : A区分…各月ごとに、1ヶ月にサービスを利用した人数を記入してください。同じ人が月に 5回利用しても「1人」。5人の方が 1回ずつ利用した場合は、「5人」とします。またサービス利用者の月平均は

$$\text{月ごとの利用者実数の合計} \div 12 \text{ か月} =$$

月平均の利用者数

B区分…各月に、1ヶ月に参加した当事者の延べ人数を記入してください。同じ人が月に 5回参加した場合は「5人」。ただし、家族やボランティアはその人数に含まれません。

$$\text{月ごとの参加当事者延べ人数合計} \div \text{実施回数} =$$

1回あたりの参加者数

C区分…各月毎、その月に参加した参加者の延べ人数を記入してください。当事者・家族・ボランティアなど、参加したすべての人数が含まれます。

$$\text{月ごとの参加者延べ人数の合計} \div \text{実施回数} =$$

1回あたりの参加者数

※すべて小数点以下第 1位四捨五入し、整数で記入

☆ その他 ☆

Q 16 : 各区分に予算を超える申し込みがあった場合、それぞれの助成額は減ってしまいますか？

A 16 : 予算は限られているため、予算を超えた場合は、割戻しを行います。この場合、一定の割合で申込額から減額となります。

※ただし、全体で予算枠内あれば割戻しは行いません。

記 入 例

整理番号

平成24年度 つづき ふれあい助成金申込書

社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会会長

平成24年 月 日

事業名		知的障がい児の訓練会	
ふりがな	えぬびーおーほうじんたすけあいくま	ふりがな	なみぎ ちゃちゃ
団体名	NPO法人たすけあいくま	代表者名	並木 茶々
連絡先	住所	〒224-0006 横浜市都筑区たすけあい町11-12-13	
	電話	923-4567	Fax 923-4567
申込区分・年数	B-① 区分 (1 年目)	助成申請額	200,000 円
助成 申込 事業	会食 配食 ミニデイサービス・サロン ホームヘルプ 送迎 フリースペース相談事業 介護者サロン 何らかの支援が必要な人に対する日常生活の支援 子育て支援 その他 ()		①年36回以上 ②年20回以上 ③年10回以上
	視覚・聴覚障がい者支援 (音声訳、点訳、拡大等) その他 ()		④視覚・聴覚支援
	B 障がい当事者活動 訓練会 青年学級 趣味・スポーツ 研修 作業実習 中途障がい者リハビリ教室 その他 ()		①年36回以上 ②年20回以上 ③年10回以上
* 助成対象となるのは1事業1区分です。 * 該当する事業及び助成条件を丸で囲ってください。		C 福祉のまちづくり活動 手話サークル 施設ボランティア 布(木)のおもちゃ・えほん製作 日本語ボランティア 災害ボランティア パソコンボランティア セルフヘルプグループ(疾病、依存症、DV・虐待等の被害者、その他()) 車イスダンス プレイパーク(公園遊び) 講演会 研修会 福祉まつり	
登録者数 (単務事業は参加予定者)	サービス利用者または障がい者 14 人 / 担い手やボランティア 12 人 / その他(家族・講師等) 9 人		
■事業の目的			
父母やボランティアが協力し、いろいろな活動を通して、知的障がい児者の生活自立のため必要な訓練を行う。また、家庭以外での居場所作りや交流の場とする。			
■事業の概要 (助成金の対象となる事業内容を簡潔に。詳細は「年間事業計画書」、団体の活動は共通シートにご記入ください)			
月3回~4回 土曜日 9:30~12:00 ○○山福祉ホーム・○○山地域ケアプラザにてリズム体操、絵画教室、調理実習など。			

助成条件にも忘れずに○をつけてください。

収支予算

【申込事業の収支予算をご記入ください。】

(単位：円)

科 目		予 算 額	説 明 (内訳・算出根拠)	
収 入	つづき ふれあい助成金	200,000	つづき ふれあい助成金申込額	
	サービス利用者の利用料 障がい当事者の会費	574,000	参加料@1,000×14名×40回 年会費@1,000×14名	
	担い手・ボランティアの会費等	24,000	年会費@2,000×12名	
	他からの助成金・補助金	0		
	前年度繰越金	9,310	(収入合計に対する割合： 2 %)	
	その他 ()	9,600	バザー売り上げ@9,600	
合 計		816,910		
支 出	助 成 対 象 経 費	コーディネーター人件費	0	
		専有の拠点整備と改修費		
		活動費	480,000	ボランティア謝礼 @1,000×12人×40回
		活動場所の維持費	40,000	会場費@1,000×40回
		物品購入費	60,000	楽器@30,000 教材@30,000
		謝金	40,000	講師謝金@10,000×2回×2人
		通信運搬費	32,400	郵送代@90×30人×12回
		車両経費	100,000	バス借り上げ代@100,000
		保険料	7,200	ボランティア活動保険 @600×12人
		助成対象経費総額が申込額を上回ること。	10,000	コピー代@10円×1,000枚
小 計		769,600		
助 成 対 象 経 費 外	次年度繰越金	1,310		
	その他 ()	36,000	交通費@300×10人×12ヵ月	
	その他 ()	10,000	CD付カセットデッキ(1年目)	
合 計		816,910		

※ 収入合計と支出合計は同額になります。説明部分は、内訳・算出根拠も必ず詳しくご記入ください

科目の説明

収 入	つづき ふれあい助成金	つづき ふれあい助成金申込額	
	サービス利用者の利用料、障がい当事者の会費	サービス利用料、障害当事者の会費、利用会員が支払う入会金、年・月会費など	
	担い手・ボランティアの会費等	担い手・ボランティアが支払う入会金、年・月会費、賛助金など	
	他からの助成金・補助金	つづき ふれあい助成金以外の助成金・補助金	
	前年度繰越金	前年度からの繰越金（ただし、収入合計の25%以内） ※小数点第1位を切り上げ（前年度繰越金÷収入合計×100）	
	その他	上記以外の収入（寄付金・バザーの収益金などや前年度からの積立金）	
支 出	助 成 対 象 経 費	コーディネーター人件費	・コーディネーターの経費など
		専有の拠点整備と改修費	・専有の活動拠点の建築、改修工事費など
		活動費	・活動に関わる交通費やボランティア謝礼など（人にかかわる経費）
		活動場所の維持費	・活動場所の家賃、借り上げ料、施設利用料 ・活動場所の光熱水費 ・専有の活動拠点取得に関わる固定資産税や住宅ローン
		物品購入費	・活動に必要な物品の購入経費（物にかかわる経費） ※ただし、任意団体の場合はその帰属について団体間で申し合わせがされていること、一個人に帰属することがないこと ※食材費（材料費、調味料等）は対象外
		謝金	・研修会の講師謝金 ・訓練会などの技術指導料 ・講演会やシンポジウムなどの単発事業における謝金 ・イベントなどの単発事業での出演者謝礼
		通信運搬費	・郵券代・電話代 ・インターネット利用料など
		車両経費 （事業に関わる車両に限る）	・ガソリン代 ・車検・整備費・車の借り上げ料 ・年間を通じた事業における自動車税・駐車場借り上げ料 ・車両購入費及び自動車ローン
		保険料	・ボランティア活動保険、在宅福祉サービス総合補償、行事保険など ※送迎事業における個人所有の自動車保険は除く
	印刷費	・会報、イベントの案内、記念誌、シンポジウムの成果、調査研究の成果の印刷経費	
助 成 対 象 経 費 外	次年度繰越金	・次年度繰越金	
	その他	・上記以外の支出 ※事前準備費（食材買い出しのための交通費、下見、担い手側の研修等の事前準備）、会議費、会議に伴う茶菓代飲食代、会費、積立金（3年間以内とし、積立年数と目的を明記すること） ・申請事業に関する積立以外は、別会計として処理して下さい。	

年間事業計画書

平成24年4月～平成25年3月の助成金対象の事業予定をご記入ください。

A①区分の記入例

月	日時	会場	内容	参加人数 (サービス利用者数・障がい当事者数など)	備考
4	毎月 20回程度 日時は依頼内 容によります。			12人	
5				10人	
6	随時受付 月曜～金曜 9:00～18:00		高齢者や 障がい者 を対象と したホー ムヘル プ事業	15人	
7				10人	
8				5人	
9		依頼者宅		10人	
10				13人	
11				12人	
12				12人	
1				5人	
2				15人	
3			10人		
合計	240回			129人	
平均	20回			11人	

129÷12=10.75
小数点以下第1位
四捨五入 整数で表示

*依頼内容に回数や人数が定まらないものであっても、前年度の実績などをふまえて、予定をご記入ください。

*利用者人数には、担い手となる講師やボランティアは含まれません。(記入は不要です。)

年間事業計画書

平成24年4月～平成25年3月の助成金対象の事業予定をご記入ください。

B②区分の記入例

☆月に2回の中途障がい者のリハビリ教室。
利用登録者は15人

月	日時	会場	内容		
4		〇〇自治会館	・リハビリ体操 ・ちぎり絵 ・水墨画	30人	
5		〇〇自治会館	・リハビリ体操 ・クラウト'ゴルフ	30人	
6		〇〇自治会館 ☆☆小学校	・健康体操 ・クラウト'ゴルフで 小学生との交流会	30人	
7		〇〇自治会館	・健康体操 ・音楽を楽しむ	15人	
8		〇〇自治会館	・健康体操 ・ちぎり絵 ・水墨画	27人	
9		〇〇自治会館	・健康体操 ・外出レク説明会	30人	
10		集合☆☆地域 ケアプラザ	外出・レクリエーション (鎌倉散策)	15人	
11		〇〇自治会館	・健康体操 ・年賀状づくり	15人	第4水曜祝日のため休み。
12		〇〇自治会館	・健康体操 ・クリスマス会	15人	年末のため休み
1		〇〇自治会館	・健康体操 ・書道 ・カルタ大会	24人	296人÷21回=14.09 小数点以下第1位 四捨五入 整数で表示
2		〇〇自治会館	・健康体操 ・豆まき	23人	
3		〇〇自治会館	・健康体操 ・カラオケ大会	27人	
合計	21回			296人	
平均				14人	

*参加人数は、当事者のみです。担い手となる講師やボランティアは含まれません。
(記入は不要です)

表

つづきふれあい助成金 申込団体共通シート

※ 市民活動推進条例にもとづき、□★□の内容につきましては情報の公開をいたします。

ふりがな	えぬびーおーほうじん たすけあいくま		整理番号	
団体名□★□	NPO法人 たすけあいくま		発足年月日□★□	2001年3月13日
			主な活動区□★□	都筑区
NPO法人格	有(取得 13年3月) ・ 無		道路運送法 79条登録	有(登録 年 月) 無
代表者	ふりがな	なみき ちゃちゃ		
	氏名□★□	並木 茶々		
	住所	〒224-0006 横浜市都筑区たすけあい町11-12-13		
	電話番号	923-4567		
	FAX番号	923-4567		
連絡担当者 (上記以外の場合、ご記入ください。)	ふりがな	(さくらぎ まさお)		
	氏名	桜木 正夫		
	住所	〒 226-0029 横浜市緑区桜並木町1-1		
	電話番号	567-1234		
	FAX番号	567-1234		
事務所(コーディネート事務所等をする場所)	住所	〒 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎		
	電話番号	948-1234		
	FAX番号	948-1234		
Eメール□★□	***@****	URL	http://www.***.ne.jp	
団体の活動分野□★□	配食・ <u>デイサービス</u> (サロン・会食会を含む)・ <u>ホームヘルプ</u> ・車による送迎 点訳・音声訳・相談(カウンセリング)・リハビリ・障がい児者余暇活動 訓練会・その他()			
団体の活動目的□★□	サロン事業、ホームヘルプ事業を通じて、地域の様々な人々が安心して 住みなれた地域で暮らし続けることを目的としています。			
団体の活動概要□★□	1. サロン事業 高齢者、障がい者を問わず、地域の様々な人々が、気軽に集まって 話しをしたり、お茶を飲んだりできる「たまり場」を開設しています。 2. ホームヘルプ 家事援助や介護等、日常生活にかかわる支援を行っています。			
調査依頼やダイレクトメール、横浜市ボランティアセンター及び区社協主催の講座等の案内の送付をさせていただいても構いませんか。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ			
活動の拠点にある地区社会福祉協議会及び地域ケアラサに活動内容及び情報提供をさせていただいても構いませんか?	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ			

送迎活動を行っている団体は必ず記入してください。

助成金申込事業だけでなく、団体が行っている事業すべてに○をつけてください。

裏

つつきふれあい助成金 申込団体共通シート

※ 市民活動推進条例にもとづき、[★]の内容につきましては情報の公開をいたします。

実施場所	みんなの広場「くまハウス」内		家賃・光熱費等 (<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無)
事業の対象者 (利用の条件等)	【高齢者】 (条件) 【障がい者】 障がいの種別： 年齢層：10歳未満 10～20代 30代～50代 60歳以上 【その他】 (条件 地域に住むすべての方)		新規利用者の受入 <input checked="" type="radio"/> 無
活動対象地域 指定事業	都筑区たすけあい地区、近隣区		
介護保険等 指定事業	<input checked="" type="radio"/> あり(訪問介護) ・ なし		
活動日	月～土 (年末年始、夏休みは除く)	時間帯	9:00～17:00
利用料 (利用負担金)	サロン @200円/1日 ホームヘルプ @700円~/1時間 年会費 @1,000円	会費 (担手負担金)	年会費 3,000円
体験学習の 受け入れ	<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし	ボランティアの 受け入れ	<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし
他機関との連携 (加入組織があれば チェックしてください)	<input checked="" type="checkbox"/> 区社協 (正会員) <input checked="" type="checkbox"/> 地域ケアプラザ <input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会	<input checked="" type="checkbox"/> 地区社協 <input type="checkbox"/> 区民活動支援センター <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ワーカーズコレクティブ連絡会)	
保険の加入	<input checked="" type="radio"/> 保険に加入している / <input type="radio"/> 加入していない <input checked="" type="checkbox"/> ボランティア活動保険 <input type="checkbox"/> スポーツ安全保険 <input type="checkbox"/> ボランティア行事用保険 <input type="checkbox"/> 福祉サービス総合補償 <input type="checkbox"/> 送迎サービス補償 <input type="checkbox"/> その他 ()		
抱えている 課題・問題点	スタッフ(ボランティア)の確保に苦勞しています。 ほぼ毎日オープンしているので、ローテーションを組むのが大変です。 また資金を集めることにも苦勞しています。 利用する方を頑張って増やして、助成金に頼らない運営を目指したいと思ひます。		